

重力制御系の発明の使用権の提供について

発行日 2024年4月30日

グラビティエンジニアリング(株)

代表取締役 都田 隆 (Takashi TSUDA)

大小2枚の円盤による推進力を利用する発明（重量バランス型）と円錐コロ軸受けによる推進力を利用する発明（コロ型）の重力制御系の発明について使いたい方も世界には多いと思います。

現在の世界を取り巻く環境は持続不可能であることが叫ばれています。持続不可能とは絶滅に向かっているということであり、そのような状況に追い込まれてしまったのは既存の知識体系に何か問題があったからです。

重力制御は一般的な既存の物理知識には無い新しい科学技術ですが、グラビティエンジニアリング（株）（以後弊社）ほどの実績を上げているところはおそらく他にありません。

重量制御の有用性は弊社による数々の実験で明らかになっています。

既存の知識体系はそれが正しいという前提で多くの人が信じているので、それを改めるのは容易ではありません。専門家の人も既存の知識が正しいと思い込んでいるので専門家によって修正されることはほとんど期待できません。

既存の知識体系の不具合を改めるには、新しい技術を応用した製品が普及すれば徐々に人々の考え方は正常化されていくのでしょうか。

自然界の現象に対する既存の解釈がかなり誤っていることは今まで数多く述べて来ましたが、そのような誤った解釈で人類文明が存続できるほど自然界の女神が寛容であるとは到底思えません。適当に作った実験装置でも常に厳格な結果が示されるからです。人類文明のような大きな実験装置でも結果は同じです。

人類が遠い宇宙へ進出できるようにするため、人類の絶滅を回避するため、新たな科学技術を応用した発明を普及させるため、その発明の使用権を広く世界の方々に提供し、より良い未来を実現したいと思っています。

<基本的な方針>

■使用権を提供する発明の範囲

大小2枚の円盤による推進力を利用する発明（重量バランス型）と円錐コロ軸受けによる推進力を利用する発明（コロ型）の重力制御系の発明についての発明を使用する権利を契約を締結した会社などの組織に提供します。

■発明の歴史と権利関係

大小2枚の円盤による推進力を利用する発明は、1995年頃に現在グラビティエンジニアリング（株）（以後弊社）代表取締役である都田の個人的研究によってなされたもので、1996年頃に5円玉の実験として推進力発生動画を都田個人のホームページとして公開しています。2000年には「重力を制御する方法」として本を出版しており、その中でも大小2枚の円盤による推進力を利用する発明は触れられています。その研究の歴史は30年以上にもなる長いものですが、著作権は権利者個人の死後数十年も有効なので今でも有効です。

その都田個人としての発明を弊社は引き継いで、重力制御系の発明の改良を現在も継続開発しています。

本件の発明の権利を保護する法律は国際法である著作権法に則ります。

現状、本件の発明の権利の全ては、弊社代表の都田が保有しています。

■特許との関係

本件の発明は、既存の公的な物理知識に存在しない知識を使っているため、既存の物理知識に適合することが求められる特許として認められることはないと思います。特許として成立するためには各国の認証機関の審査を受けますが、既存の物理知識に適合していないと判断のしようがないためです。特許として認められるためには既存の知識にないような新規性も条件の1つですが、既存の物理知識にないと思われたいというのでは何かの自己矛盾があります。実際既存の物理知識にない発明というものも今回の件のように可能ですが、その発明は物理系の特許になりません。

しかし、特許として認められなくても著作権としては認められるので権利として特に問題ありません。特許の審査というのは、例えば、学会に提出された論文の真偽を保証するようなことなので、現実的には難し過ぎるところがあります。逆に言えば、そのような難しい審査を通るだけの理論的な明解性が求められますから、本件のような発明は特許にはならないと考えられます。

特許として認められれば、その発明の範囲や権利者を公的機関が保証してくれることになるので、独占的な使用はより明確になるでしょう。特許として認められていたとしても係争が起こると結局どちらが先かの裁判になるので特許として認められたとしても確実ではありません。また、歴史的に特許という制度は国に依存しているので、多国に及ぶ権利関係は複雑になりますが、著作権は全世界的に共通なのでより明解になります。

著作権の対象はあらゆる創作物になりますが、特許はその中の発明に限定するもので、特許は発明の範囲を限定することで発明者の権利を明確にしようとはしますが、著作権の対象は発明に限らないので、著作権による発明の範囲はやや曖昧なものになるでしょう。

■ 発明の使用権を提供できない国

原則的に国際的な経済制裁の対象になっている国の組織とは交渉できないので、結果的に発明の使用権も提供できないことになります。

契約されていたとしても、後に国際的な経済制裁の対象になると契約は無効になってしまう可能性があります。

■ 契約書等で使用する言語

ホームページにて掲載されている既存の文書のほとんどは日本語で書かれており公式の言語は日本語としますが、コミュニケーション用に英語の使用も認めることにします。契約書などを英語がネイティブの先方様が書いていただけるならば、英語の契約書でも認められることにします。

■ 独占的な使用権は提供しない

仮に独占的な使用権を付与したのに発明が使用されないなら他の誰も発明を使用できなくなるので独占的な使用権の提供はしないことにします。特許ではないので特に発明の範囲は限定していないので、独占的な権利を主張するものでもありません。

ただし、地域限定の優先使用権のようなものはあるかも知れません。

■ 発明の使用権とは

弊社が発明した発明を第三者が使用すると著作権法違反で訴えられる可能性があります。弊社が許可していれば弊社に訴えられることはありません。弊社が言うところの発明の使用権とはこのことで、弊社の発明は他者の真似をしていませんが、弊社の発明が世界的に独自であることは、わからないので、特許のような保証できません。しかし、弊社の著作物が他者のものと完全に一致することはあり得ないので、その点で弊社の発明の著作物は独自です。弊社が提供する発明の使用権とは、弊社の著作物により知った発明を使用することを弊社が認めるということです。その発明は他者の発明と似ている可能性があります。その際には係争になる可能性があります。係争になった際、弊社は協力する義務は負いませんが、善意で協力する場合があります。

■ 発明の使用権料とは

1 か月や1 年間などの期間で発明を使用する権利が得られる期間を付与する発明の期間使用権料と、実際に発明を使ったことによる売上が費用に応じた発明の歩合使用権料の2 種類あると思いますが、その金額や比率などの詳細は個別案件毎に決めることにします。

期間使用権料は、組織の資本金や従業員数、使用が見込まれる生産物量等に応じて変わることになります。

子会社などの従属する組織での発明の使用は親会社が統括すれば親会社のみが弊社と契約すればよいということにします。

商社さんなどが企業連合を組み統括して推進したいというのであれば、特に企業連合間に資本関係が無くても統括する商社さんのみが弊社と契約すればよいということにします。

契約期間については、1 年毎の契約で翌年の期間使用権料の支払いにより著作権の権利期間内において自動延長になるような継続を保証する方法や、5 年や1 0 年のような複数年の期間限定の契約になると思います。

発明の使用権料などの収益は弊社の更なる研究や規模拡大に充てられます。

■機密保持について

金銭の授受は税務署に申告しなければならないので取引に関する機密の保持は保証できません。情報はどこからか漏れてしまう可能性もあります。

■技術的なサポートについて

発明を使用する権利である期間使用権の契約を締結された場合はほとんど必要はないと思いますが、必要なら3D データの提供などの義務ではない技術的なサポートを行います。

<発明を使用する手続き>

本件の発明を使用したい方がいらっしゃいましたら、以下のE メールアドレスまでお問い合わせください。

invent@graveng.jp

以上、勝手なことを述べてきましたが、契約方法等、詳細は決まっておらず、契約書も書いていただくことになるかも知れませんが、より良い未来や広大な宇宙を目指して協業できれば幸いです。

以上